

付 議 第 5 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る
意見聴取に関する議案

令和7年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

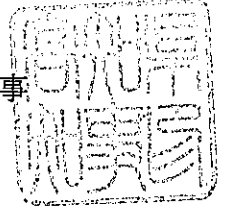
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



7 高財政第 355 号
令和 7 年 11 月 13 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 4 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 6 令和 7 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月 日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項中「国家公務員、地方公務員(職員を除く。)又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第19条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「21,000円」を「22,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「31,500円」を「33,750円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の117.5」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.7(特定幹部職員にあっては、100分の58.7)、12月に支給する場合には100分の48.8(特定幹部職員にあっては、100分の58.8)」を「100分の51.3(特定幹部職員にあっては、100分の61.3)」に改める。

第23条第2項第2号中「36,800円」を「42,300円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改める。

第21条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」に、「100分の107.5」を「6月に支給する場合には100分の106.2、12月に支給する場合には100分の106.3」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」」を「「100分の126.2」とあるのは「100分の68.7」と、「100分の126.3」とあるのは「100分の68.8」と、「100分の106.2」とあるのは「100分の58.7」と、「100分の106.3」とあるのは「100分の58.8」」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の98.8（特定幹部職員にあっては、100分の118.8）、12月に支給する場合には100分の98.7」に、「100分の120」を「100分の118.7」に改め、同項第2号中「100分の51.3」を「100分の50」に、「100分の61.3」を「100分の60」に改める。

第23条第2項第2号中「42,300円」を「66,400円」に改め、同条第3項第1号中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「の合計額が」を「及び駐車料金等相当額の合計額が」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「駐車場等」という。）を利用し、その料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項の規定の適用を受けない職員 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、当該駐車料金等の額に相当する額として5,000円以内で人事委員会規則で定める額（以下この条において「駐車料金等相当額」という。）

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額

(2) 前項の適用を受ける職員 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 駐車料金等相当額

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 第3項の規定による額

第23条の5中「、第10条及び第11条の3」を「及び第10条」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「394,000」を「407,000」に、「444,000」を「459,000」に、「498,000」を「514,000」に、「566,000」を「585,000」に、「647,000」を「668,000」に、「755,000」を「780,000」に、「883,000」を「912,000」に改める。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97」に、「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の83.5」を「100分の85.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97」に、「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の83.5」を「100分の85.5」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97」に、「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の83.5」を「100分の85.5」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」に、「100分の97」を「100分の96」に、「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の98.8(特定幹部職員にあっては、100分の118.8)、12月に支給する場合には100分の98.7」に、「100分の85.5」を「100分の84.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」に、「100分の97」を「100分の96」に、「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の98.8、12月に支給する場合には100分の98.7」に、「100分の85.5」を「100分の84.5」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」に、「100分の97」を「100分の96」に、「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の98.8(特定幹部職員にあっては、100分の118.8)、12月に支給する場合には100分の98.7」に、「100分の85.5」を「100分の84.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「417,000」を「431,000」に、「480,000」を「496,000」に、「545,000」を「563,000」に、「634,000」を「655,000」に、「737,000」を「761,000」に、「842,000」を「869,000」に改め、同条第2項の表中「349,000」を「361,000」に、「385,000」を「398,000」に、「414,000」を「428,000」に改める。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の168.5」を「100分の172.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の

168.5」を「100分の172.5」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の172.5」を「100分の170.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の172.5」を「100分の170.5」に改める。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第10条第19項第1号中「、第10条及び第11条の3」を「及び第10条」に改め、同項第3号中「第5条から第6条の2まで」を「第5条、第6条」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第6条の5第2項中「特地公署又は」を「給料表の適用を受けることとなった職員又は新たに特地公署若しくは」に改める。

第9条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第5条から第6条の2まで」を「第5条、第6条」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「又は職員」を「若しくは新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴って住居を移転した場合又は職員」に、「異動の」を「異動若しくは適用の」に、「又は学校等」を「若しくは適用又は学校等」に改める。

第16条の3第2項中「国家公務員、地方公務員(職員を除く。)又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第20条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,100円」を「6,400円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「9,150円」を「9,600円」に改める。

第21条第2項第2号中「36,800円」を「42,300円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の48.7、12月に支給する場合においては100分の

48.8」を「100分の51.3」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第11条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号中「42,300円」を「66,400円」に改め、同条第3項第1号中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「の合計額が」を「及び駐車料金等相当額の合計額が」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「駐車場等」という。）を利用し、その料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項の規定の適用を受けない職員 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、当該駐車料金等の額に相当する額として5,000円以内で人事委員会規則で定める額（以下この条において「駐車料金等相当額」という。）

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額

(2) 前項の適用を受ける職員 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 駐車料金等相当額

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 第3項の規定による額

第22条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは、「100分の70」」を「「100分の126.2」とあるのは「100分の68.7」と、「100分の126.3」とあるのは「100分の68.8」」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の98.8、12月に支給する場合には100分の98.7」に改め、同項第2号中「100分の51.3」を「100分の50」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第12条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「36,800円」を「42,300円」に改める。

第13条の3第2項中「国家公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の117.5」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.7（特定幹部職員にあっては、100分の58.7）、12月に支給する場合には100分の48.8」を「100分の51.3」に、「100分の58.8」を「100分の61.3」に改める。

別表第1を次のように改める。

第13条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「42,300円」を「66,400円」に改め、同条第3項第1号中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「の合計額が」を「及び駐車料金等相当額の合計額が」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「駐車場等」という。）を利用し、その料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項の規定の適用を受けない職員 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、当該駐車料金等の額に相当する額として5,000円以内で人事委員会規則で定める額（以下この条において「駐車料金等相当額」という。）

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額

(2) 前項の適用を受ける職員 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 駐車料金等相当額

第21条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の

126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」に、「100分の107.5」を「6月に支給する場合には100分の106.2、12月に支給する場合には100分の106.3」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」を「100分の126.2」とあるのは「100分の68.7」と、「100分の126.3」とあるのは「100分の68.8」と、「100分の106.2」とあるのは「100分の58.7」と、「100分の106.3」とあるのは「100分の58.8」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「6月に支給する場合には100分の98.8（特定幹部職員にあっては、100分の118.8）、12月に支給する場合には100分の98.7」に、「100分の120」を「100分の118.7」に改め、同項第2号中「100分の51.3」を「100分の50」に、「100分の61.3」を「100分の60」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）第13条の3第2項、第19条第1項、第23条第2項、別表第1、別表第3及び別表第4、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員の条例」という。）第4条第1項、第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員の条例」という。）第5条第1項及び第2項、第8条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の企業職員の条例」という。）第6条の5第2項、第10条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）第15条の2第1項、第16条の3第2項、第20条第1項、第21条第2項、別表第1及び別表第2並びに第12条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）第12条第2項、第13条の3第2項、第19条第1項及び別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の職員の条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項、改正後の任期付職員の条例第5条第2項から第4項まで、改正後の任期付研究員の条例第6条第2項及び第3項、改正後の公立学校職員の条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項並びに改正後の警察職員の条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員の条例」という。）、第10条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の公立学校職員の条例」という。）又は第12条の規定による改

正前の警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の警察職員の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間において、改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日からそれぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

参考資料 1

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の改定等をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（給料表等）

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 小学校・中学校等教育職給料表（別表第1）
- (2) 高等学校等教育職給料表（別表第2）

2～4 略

（へき地手当に準ずる手当）

第15条の2 職員が学校若しくは共同調理場（以下この条において「学校等」という。）を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合若しくは新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動若しくは適用の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等（以下この条において「へき地等学校等」という。）に該当するときは、当該職員には、当該異動若しくは適用又は学校等の移転（以下この条において「異動等」という。）の日から3年以内の期間（当該異動等の日から起算して3年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（給料表等）

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 小学校・中学校等教育職給料表（別表第1）
- (2) 高等学校等教育職給料表（別表第2）

2～4 略

（へき地手当に準ずる手当）

第15条の2 職員が学校若しくは共同調理場（以下この条において「学校等」という。）を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等（以下この条において「へき地等学校等」という。）に該当するときは、当該職員には、当該異動又は学校等の移転（以下この条において「異動等」という。）の日から3年以内の期間（当該異動等の日から起算して3年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額額の100分の4を超えない範囲内の月額のへ

る者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額
の100分の4を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手
当を支給する。

2～6 略

（特地勤務手当等）

第16条の2 辺地その他の生活の著しく不便な地に所在する県立学
校として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地県立学校」と
いう。）に在勤する職員には、特地勤務手当を支給する。

2・3 略

第16条の3 職員が県立学校を異にして異動し、当該異動に伴って
住居を移転した場合又は職員の在勤する県立学校が移転し、当該
移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直
後に在勤する県立学校又はその移転した県立学校が特地県立学校
又は人事委員会が指定するこれらに準ずる県立学校（次項におい
て「準特地県立学校」という。）に該当するときは、当該職員に
は、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は県立学
校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は県立学校の移転
の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該
当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当
の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務
手当に準ずる手当を支給する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地県立学校又は準
特地県立学校に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転し
た職員、新たに特地県立学校又は準特地県立学校に該当すること
となつた県立学校に在勤する職員でその特地県立学校又は準特地

き地手当に準ずる手当を支給する。

2～6 略

（特地勤務手当等）

第16条の2 辺地その他の生活の著しく不便な地に所在する県立学
校として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地県立学校」と
いう。）に在勤する職員には、特地勤務手当を支給する。

2・3 略

第16条の3 職員が県立学校を異にして異動し、当該異動に伴って
住居を移転した場合又は職員の在勤する県立学校が移転し、当該
移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直
後に在勤する県立学校又はその移転した県立学校が特地県立学校
又は人事委員会が指定するこれらに準ずる県立学校（次項におい
て「準特地県立学校」という。）に該当するときは、当該職員に
は、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は県立学
校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は県立学校の移転
の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該
当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当
の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務
手当に準ずる手当を支給する。

2 国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は沖縄振興開発金
融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有
する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者で
あつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地県

県立学校に該当することとなった日前3年以内に当該県立学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円（人事委員会規則で定める指導又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、6,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、7,050円（人事委員会規則で定める指導又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、9,600円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 略

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

立学校又は準特地県立学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地県立学校又は準特地県立学校に該当することとなった県立学校に在勤する職員でその特地県立学校又は準特地県立学校に該当することとなった日前3年以内に当該県立学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（人事委員会規則で定める指導又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、6,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円（人事委員会規則で定める指導又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、9,150円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 略

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 略

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、42,300円以内で人事委員会規則で定める額

(3) 略

3～8 略

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間

(1) 略

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、36,800円以内で人事委員会規則で定める額

(3) 略

3～8 略

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の

の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.3を乗じて得た額の総額

3～5 略

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.7、12月に支給する場合には100分の48.8を乗じて得た額の総額

3～5 略

新 旧 対 照 表

(第11条関係)

新
公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

旧
公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

(通勤手当)

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 略

(1) 略

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、42,300円

以内で人事委員会規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この条において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするもの（通勤距離又は通勤時間が人事委員会規則で定める基準を満たす職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「駐車場等」という。）を利用し、その料金（以下この項におい

以内で人事委員会規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この条において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするもの（通勤距離又は通勤時間が人事委員会規則で定める基準を満たす職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

て「駐車料金等」という。)を負担することを常例とするもの
(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前
2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、
当該各号に定める額とする。

(1) 前項の規定の適用を受けない職員 次のア及びイに掲げる
通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 支給単
位期間につき、当該駐車料金等の額に相当する額として
5,000円以内で人事委員会規則で定める額 (以下この条にお
いて「駐車料金等相当額」という。)

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による
額

(2) 前項の適用を受ける職員 次のア及びイに掲げる通勤手当
の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 駐車料
金等相当額

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 第3項の規定による
額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額 (交通
機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2
号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除
して得た額 (特別急行列車等が2以上ある場合においては、その
合計額) 及び駐車料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の
通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手
当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額 (交通
機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2
号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で
除して得た額 (特別急行列車等が2以上ある場合においては、そ
の合計額) の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前
2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期
間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期

円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6・7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

9 略

（期末手当）

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.2」とあるのは「100分の68.7」と、「100分の126.3」とあるのは「100分の68.8」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

間の月数を乗じて得た額とする。

5・6 略

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 略

（期末手当）

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の98.8、12月に支給する場合においては100分の98.7を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.3を乗じて得た額の総額

3～5 略

新 旧 対
新

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与に関する特例）

第4条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額 円
1	<u>407,000</u>
2	<u>459,000</u>
3	<u>514,000</u>
4	<u>585,000</u>
5	<u>668,000</u>
6	<u>780,000</u>
7	<u>912,000</u>

2～4 略

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第10条まで、第11条の4及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」とい

照 表
旧

（第3条関係）

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与に関する特例）

第4条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額 円
1	<u>394,000</u>
2	<u>444,000</u>
3	<u>498,000</u>
4	<u>566,000</u>
5	<u>647,000</u>
6	<u>755,000</u>
7	<u>883,000</u>

2～4 略

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第10条まで、第11条の4及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」とい

う。)第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第13条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。)第4条(第6項を除く。)から第6条の2まで、第8条から第10条まで及び第11条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項、第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に限る。)」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97」と、一般職員給与条例第22条第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の85.5」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項、第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とある

う。)第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第13条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。)第4条(第6項を除く。)から第6条の2まで、第8条から第10条まで及び第11条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項、第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に限る。)」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、一般職員給与条例第22条第2項第1号中「100分の97.5」とあるのは「100分の83.5」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項、第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とある

のは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97」と、学校職員給与条例第23条第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の85.5」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19条の2第1項、第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97」と、警察職員給与条例第22条第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の85.5」とする。

のは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、学校職員給与条例第23条第2項第1号中「100分の97.5」とあるのは「100分の83.5」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19条の2第1項、第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、警察職員給与条例第22条第2項第1号中「100分の97.5」とあるのは「100分の83.5」とする。

新 旧 対 照 表

(第4条関係)

新
一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第10条まで、第11条の4及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第13条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。）第4条（第6項を除く。）から第6条の2まで、第8条から第10条まで及び第11条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項、第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する医師及び

旧
一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第10条まで、第11条の4及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第13条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。）第4条（第6項を除く。）から第6条の2まで、第8条から第10条まで及び第11条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項、第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する医師及び

歯科医師である職員に限る。）」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」」と、一般職員給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」とあるのは「100分の96」と、一般職員給与条例第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の98.8（特定幹部職員にあっては、100分の118.8）、12月に支給する場合においては100分の98.7」とあるのは「100分の84.5」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項、第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「以下「特定管理職員」」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」」と、学校職員給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」とあるのは「100分の96」と、学校職員給与条例第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の98.8、12月に支給する場合においては100分の98.7」とあるのは「100分の84.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19

歯科医師である職員に限る。）」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97」と、一般職員給与条例第22条第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の85.5」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項、第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「以下「特定管理職員」」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97」と、学校職員給与条例第23条第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の85.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19

条の2第1項、第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」とあるのは「100分の96」と、警察職員給与条例第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の98.8（特定幹部職員にあっては、100分の118.8）、12月に支給する場合には100分の98.7」とあるのは「100分の84.5」とする。

条の2第1項、第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97」と、警察職員給与条例第22条第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の85.5」とする。

第1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に支給する諸手当の改定等について必要な改正をするもの

第2 対象条例

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第37号）、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例

第3 主な改正内容

1 給料表

- ・初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定
(平均3.26%引上げ)

2 初任給調整手当等

- ア 医師等の支給月額（限度額）を国に準じて引上げ
(416,600円 ⇒ 417,600円)
- イ 定年前再任用短時間勤務職員等への地域手当の支給

3 期末手当及び勤勉手当

- ・一般職員の年間支給月数を4.50月に引上げ(+0.05月)

区 分	6月期	12月期	合 計
現 行	期末手当 1.250月 勤勉手当 0.975月 計 2.225月	期末手当 1.250月 勤勉手当 0.975月 計 2.225月	期末手当 2.500月 勤勉手当 1.950月 計 4.450月
改 正 後	令和 7年度	期末手当 <u>1.275</u> 月 勤勉手当 <u>1.000</u> 月 計 <u>2.275</u> 月	期末手当 <u>2.525</u> 月 勤勉手当 <u>1.975</u> 月 計 <u>4.500</u> 月
	令和 8年度	期末手当 <u>1.262</u> 月 勤勉手当 <u>0.988</u> 月 計 <u>2.250</u> 月	期末手当 <u>1.263</u> 月 勤勉手当 <u>0.987</u> 月 計 <u>2.250</u> 月

- ・定年前再任用短時間勤務職員 2.325月 ⇒ 2.375月(+0.05月)
- ・特定任期付職員 3.570月 ⇒ 3.610月(+0.04月)
- ・任期付研究員 3.370月 ⇒ 3.410月(+0.04月)

4 通勤手当の改定等

- ア 自動車等を使用することを常例とする職員の通勤手当の支給限度額の引上げ（36,800円以内 ⇒ 42,300円以内）
- イ 新たに追加する距離区分に係るアの額の改定
(42,300円以内 ⇒ 66,400円以内)
- ウ 駐車場等の利用に対する通勤手当の新設
(1月5,000円以内)

5 宿日直手当の改定等

- ・国家公務員の改定に準じて改定

6 特勤勤務手当に準ずる手当の支給要件の見直し

- ・新規採用職員に対して支給要件を満たした場合に手当を支給

第4 施行期日等

公布の日から施行し、第3の1、4のア、5及び6は令和7年4月1日から、第3の3の令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは令和7年12月1日から適用する。

第3の2、第3の3の令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るもの、第3の4のイ及びウは、令和8年4月1日から施行する。